

(37歳・不動産)

そして、親の老後、問題に拍車をつけるのが兄弟の存在。親の面倒を誰が見るか、で揉めるのはもちろん、最悪なのは彼らが実家に寄生しているパターン。風間直道さん（仮名・33歳・公務員）の弟は二ト歴10年で現在30歳だ。「バイトを始めては辞めるの繰り返しで、最近ほとんど引きこも

親の圧力に苦しむ

保坂慎太郎さん仮名 34歳



り。20代前半の頃は家庭内暴力も酷くて、両親は恐怖心から「とにかくおとなげなれよ」と現状を喜ばせていました。でも、弟を一生養えるわけがない。親が死んだら実家に50歳の二トが1人とか、冗談じゃありませんよ!」
兄も悪くも一蓮托生。家族という名の船が、泥舟。でないことを祈るばかりだ。

父親が1人暮らしを始めた新居に両親が引っ越して来た。両親は、別荘から移住して、実子の家で住む家賃を払って、両親に押し付けられる。と保坂さんは語る。



お金が家族を壊すその前に……

出陣士

落合孝裕氏



落合孝裕氏事務所代表、著書『相続と節税の牛毛がわかる本』。決算担当でわかる本、決算読み方が面白いほどわかる本、などがある

家内での金銭トラブルといえどやはり遺産相続。だが、実際にどんな事態になるかは、事実に発展しやすいのか、トラブルの実例を税理士の落合孝裕氏に直撃した。「一番問題が起きやすいのは、二次相続の遺言書がない親の財産を子供たちが相続するケース。二次相続は、後に残った親が死亡した時の相続のことです。それぞれの子供はそれぞれに相続権がありますが、親と同居で面倒見たり、など生前の親との関わり方が違うも出てきます。で、誰がいくらもらおうかと各々が権利を主張し、泥沼化するケースが多いです」

親の面倒を見た人ほど、多く財産を求めるのは当然だが、同居した人が相続で不利になるケースも「親が亡くなる3年以内に贈与を受けたい財産は、「相続財産」とみなされます。そのため親から3年以内に金銭的援助を受ける場合、遺産の取り分が減らされることも。

生活費や教育費はOKですが、リフォーム代や借金の肩代わりなどは贈与とみなされるので注意。遺産が現金など分けやすいものならよいが、不動産の場合、さらなる混迷を引き起こすこと。」「不動産売却し、現金で分割できればいいですが、実家と家族の誰かが住んでいたりと簡単に売却できません。その場合、家をもつ人は各人の持ち分に売じた現金を支払う必要があります。」「不動産はいかににも価値を換算できるので、持ち物は安く、もううちは高く見積りたいという、シレンから決着がつきにくい。」「同じ不動産でも昨年、相続税対策で脚光を浴びるタワーマンション。だが、こちらは実は落とし穴がある。落合氏は続ける。」「タワーマンションは、購入金額よりも価値が安く見られるから、相続時に税金が安くもなる。たしかに税金対策としては効果的ですが、購入時1億円のタワーマンションも、実際に市場に出たら1億円で売れるとは限りません。現金の代わりにタワーマンションを相続したものの売却時には思っていた値段で売れず、結局は損をして損根を残すこともあります。」「また、遺産なんて金持たす話と他人事に思っている家庭ほど、トラブルは起きやすい。」「相続は金額の大小より、方針が決まらずに揉めるもの。遺産がある家は生活に相続について決めておく。遺産がない家は何も決まらずにないでトラブルになりやすい。未然に防ぐために、事前に親や配偶者に遺言書を作ってもらい、家族間で遺産の分配の意思確認をしておきましょう。」

金銭トラブルを未然に防ぐ5か条

- 1 「親の面倒を見た」か否かの相続率は親の生前に意思確認
- 2 生前に親からもらったお金が贈与に当たるかどうか確認を
- 3 金額の算出が難しい不動産は、親の生前に配分を決めておく
- 4 タワーマンションの相続は、価値下落の危険を考慮すべし
- 5 遺産額が少ない家庭も事前に遺言状の作成を